

総合評価落札方式競争入札実施要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">総合評価落札方式競争入札実施要領</p> <p style="text-align: right;">〔平成23年6月29日〕 総務第65号</p> <p>〔沿革〕 平成23年6月29日付け総務第65号制定、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年10月17日付け総務第172号一部改正、平成27年3月31日付け総務第286号一部改正、平成28年3月7日付け総務第201号一部改正、平成28年3月31日付け総務第244号一部改正、平成29年5月19日付け総務第46号一部改正、平成30年3月30日付け総務第210号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和2年10月12日付け出総第186号一部改正、令和3年3月8日付け出総第345号一部改正、令和4年3月17日付け出総第350号一部改正、令和4年6月22日付け出総第83号一部改正</p> <p>第1～第22 〔略〕</p> <p>附 則（平成23年6月29日付け総務第65号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成23年7月1日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領（平成19年6月15日付け総務第280号）、総合評価落札方式条件付一般競争入札施行細則（平成18年3月29日付け総務第1166号）及び総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価試行要領（平成21年3月30日付け総務第1253号）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（平成24年2月29日付け総務第273号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成24年3月1日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（平成25年3月6日付け総務第302号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成25年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（平成25年10月17日付け総務第172号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成25年10月17日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（平成27年3月31日付け総務第286号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成27年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</li> <li>様式第1-1号、様式第1-2-1号、様式第1-2-2号については、当分の間、従前の様式のものによることができる。</li> </ol> <p>附 則（平成28年3月7日付け総務第201号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成28年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（平成28年3月31日付け総務第244号）</p> <p>この要領は、平成28年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則（平成29年5月19日付け総務第46号）</p> <p>この要領は、平成29年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日付け総務第210号）</p> <p>この要領は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則（平成31年3月28日付け総務第236号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、表2の項の改正部分は、平成31年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</li> <li>改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（令和2年3月17日付け出総第282号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、令和2年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">総合評価落札方式競争入札実施要領</p> <p style="text-align: right;">〔平成23年6月29日〕 総務第65号</p> <p>〔沿革〕 平成23年6月29日付け総務第65号制定、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年10月17日付け総務第172号一部改正、平成27年3月31日付け総務第286号一部改正、平成28年3月7日付け総務第201号一部改正、平成28年3月31日付け総務第244号一部改正、平成29年5月19日付け総務第46号一部改正、平成30年3月30日付け総務第210号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和2年10月12日付け出総第186号一部改正、令和3年3月8日付け出総第345号一部改正、令和4年3月17日付け出総第350号一部改正、令和4年6月22日付け出総第83号一部改正、<u>令和5年3月10日付け出総第334号一部改正</u></p> <p>第1～第22 〔略〕</p> <p>附 則（平成23年6月29日付け総務第65号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成23年7月1日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領（平成19年6月15日付け総務第280号）、総合評価落札方式条件付一般競争入札施行細則（平成18年3月29日付け総務第1166号）及び総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価試行要領（平成21年3月30日付け総務第1253号）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（平成24年2月29日付け総務第273号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成24年3月1日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（平成25年3月6日付け総務第302号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成25年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（平成25年10月17日付け総務第172号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成25年10月17日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（平成27年3月31日付け総務第286号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成27年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</li> <li>様式第1-1号、様式第1-2-1号、様式第1-2-2号については、当分の間、従前の様式のものによることができる。</li> </ol> <p>附 則（平成28年3月7日付け総務第201号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成28年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（平成28年3月31日付け総務第244号）</p> <p>この要領は、平成28年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則（平成29年5月19日付け総務第46号）</p> <p>この要領は、平成29年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日付け総務第210号）</p> <p>この要領は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則（平成31年3月28日付け総務第236号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、表2の項の改正部分は、平成31年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</li> <li>改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（令和2年3月17日付け出総第282号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、令和2年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</li> <li>同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</li> </ol>

改 正 前	改 正 後
<p>附 則 (令和2年10月12日付け出総第186号)</p> <p>1 この要領は、令和2年10月12日以後に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に入札公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和3年3月8日付け出総第345号)</p> <p>この要領は、令和3年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (令和4年3月17日付け出総第350号)</p> <p>1 この要領は、令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、様式第3号の改正部分は、令和4年4月1日以降に提出する用紙について適用し、同日前に提出した用紙については、なお従前の例による。</p> <p>2 様式第3号の改正部分について、改正後の要領の施行の際現に改正前の要領に基づいて作成した用紙がある場合には、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することを妨げない。</p> <p><u>附 則 (令和4年6月22日付け出総第83号)</u></p> <p><u>この要領は、令和4年7月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</u></p> <p>様式第1-1号～様式第3号 [略]</p> <p><u>様式第3-1-1号 [別紙による]</u></p> <p>様式第3-1-2号 [略]</p> <p><u>様式第3-1-3号、様式第3-1-4号 [別紙による]</u></p> <p>様式第3-1-5号 [略]</p> <p><u>様式第3-1-6号 [別紙による]</u></p> <p>様式第3-2-1号～様式第5号 [略]</p>	<p>附 則 (令和2年10月12日付け出総第186号)</p> <p>1 この要領は、令和2年10月12日以後に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に入札公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和3年3月8日付け出総第345号)</p> <p>この要領は、令和3年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (令和4年3月17日付け出総第350号)</p> <p>1 この要領は、令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、様式第3号の改正部分は、令和4年4月1日以降に提出する用紙について適用し、同日前に提出した用紙については、なお従前の例による。</p> <p>2 様式第3号の改正部分について、改正後の要領の施行の際現に改正前の要領に基づいて作成した用紙がある場合には、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することを妨げない。</p> <p>附 則 (令和4年6月22日付け出総第83号)</p> <p>この要領は、令和4年7月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p><u>附 則 (令和5年3月10日付け出総第334号)</u></p> <p><u>この要領は、令和5年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</u></p> <p>様式第1-1号～様式第3号 [略]</p> <p><u>様式第3-1-1号 [別紙による]</u></p> <p>様式第3-1-2号 [略]</p> <p><u>様式第3-1-3号、様式第3-1-4号 [別紙による]</u></p> <p>様式第3-1-5号 [略]</p> <p><u>様式第3-1-6号 [別紙による]</u></p> <p>様式第3-2-1号～様式第5号 [略]</p>
改 正 理 由	所要の文言整理